

令和５年度 山崎浄化センター汚泥焼却炉排ガス測定結果

大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、山崎浄化センター汚泥焼却炉から排出する排煙量と排煙に含まれる規制物質の測定をしました。

(測定結果)

令和５年度においても例年どおり、硫黄酸化物は年６回、ばいじん他の項目については、年２回測定しました。下表のとおり、排出基準値及び排出許容限度を下回りしました。

試料名（単位）	測定値						排出 基準値	排出 許容限度
	第１回 ５月１７日	第２回 ７月１９日	第３回 ９月１４日	第４回 １１月１日	第５回 １月１７日	第６回 ３月１３日	大気汚染 防止法	神奈川県 条例
ばいじん（g/h）	—	<15	—	—	<16	—	—	513
硫黄酸化物（Nm ³ /h）	0.054	<0.027	<0.035	0.10	0.10	<0.035	—	2.07
窒素酸化物（ppm）	—	7.3	—	—	8.0	—	250	—
塩化水素（mg/Nm ³ ）	—	<5.7	—	—	<5.5	—	700	700
弗素、弗化水素及び 弗化珪素濃度 （mg/Nm ³ ）	—	<0.5	—	—	<0.5	—	—	2.5 （弗素とし て）
アンモニア濃度（ppm）	—	1.0	—	—	1.1	—	—	50
シアン濃度（ppm）	—	0.4	—	—	1.9	—	—	10
カドミウム及び その化合物濃度 （mg/Nm ³ ）	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	0.5 （カドミウム として）
鉛及びその化合物 濃度（mg/Nm ³ ）	—	<0.02	—	—	<0.02	—	—	10 （鉛として）
塩素濃度（ppm）	—	<0.1	—	—	<0.1	—	—	1
硫化水素濃度（ppm）	—	<1.0	—	—	<1.0	—	—	10
水銀濃度（μg/m ³ ）	—	16	—	—	13	—	50	—